

高山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び高山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要について

1. 背景、経緯

教育、保育などの施設で、教員や保育士等が加害者となる性犯罪等が後を絶たないことから、性犯罪歴がある者をこどもと接する職に就くことを防ぐために、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」が令和6年6月19日に成立し、令和8年12月25日から施行されることとなった。

法律の施行に基づき、こどもに教育や保育等を提供する学校や認可保育所、児童相談所、児童福祉施設などの対象事業者が、業務従事者や就労希望者の性犯罪歴の有無を国に照会し、雇い入れ等を行わないことにより、性犯罪等の未然防止を図ることが期待される。

市が認可基準として定める2つの条例について、その基準とする内閣府令が改正され、「児童対象性暴力等の防止」や「適切な保護のための児童等対象業務従事者の犯罪事実確認等の措置の実施」を義務付ける規定が新設された。

2. 改正内容

事業者に対し、以下の安全確保措置等を義務付ける。

(1) 児童対象性暴力等の防止

- ・すみやかに異変に気付くことができるような仕組みの構築
- ・性暴力を防ぐための研修の実施
- ・性暴力のおそれがある場合の防止措置（こどもに接する業務に従事させない等）など

(2) 児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認

- ・過去に性犯罪を犯していないかの確認

(3) その他の必要な措置

- ・犯罪事実確認に関する情報を適正に管理するための取組 など

3. 施行期日

令和8年12月25日